○文部科学省告示第百六十三号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）を次のように改正する。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

第一条第六項中「又は第二項」を「、第二項」に改め、「される専任教員の数」の下に「又は前項の規定による国際連携専攻に係る専任教員の数」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　連携外国大学について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。

二　連携外国大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学が連名で学位を授与することが認められていること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十五号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　連携外国大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。

二　連携外国大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十六号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

短期大学設置基準第四十三条第一項の規定に基づき、短期大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　連携外国短期大学について、外国の政府又はそれに準じる機関に認証された正規の短期大学であること。

二　連携外国短期大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する短期大学が連名で学位を授与することが認められていること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十七号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合について次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

専門職大学院設置基準第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院が国際連携専攻を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　連携外国専門職大学院について、外国の学校教育制度において適切に位置付けられていること。

二　連携外国専門職大学院が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する専門職大学院に相当する大学院が連名で学位を授与することが認められていること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十八号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件

大学設置基準第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項は、次のとおりとする。

一　教育課程の編成に関する事項

二　教育組織の編成に関する事項

三　入学者の選抜及び学位の授与に関する事項

四　学生の在籍の管理及び安全に関する事項

五　学生の奨学及び厚生補導に関する事項

六　教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百六十九号

大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項について定める件

大学院設置基準第三十六条第二項の規定に基づき、国際連携専攻を設ける大学院が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学院と協議する事項は、次のとおりとする。

一　教育課程の編成に関する事項

二　教育組織の編成に関する事項

三　入学者の選抜及び学位の授与に関する事項

四　学生の在籍の管理及び安全に関する事項

五　学生の奨学及び厚生補導に関する事項

六　教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百七十号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件

短期大学設置基準第四十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項は、次のとおりとする。

一　教育課程の編成に関する事項

二　教育組織の編成に関する事項

三　入学者の選抜及び学位の授与に関する事項

四　学生の在籍の管理及び安全に関する事項

五　学生の奨学及び厚生補導に関する事項

六　教育研究活動等の状況の評価に関する事項

附　則

この告示は、公布の日から施行する。